

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府貝塚市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターが行う事業に関する事務
③システムの名称	健康管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(69の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒597-8585貝塚市役所健康福祉部健康推進課 貝塚市畠中1丁目17番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7.請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部	健康子ども部	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進課課長 榎田 多津代	課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒597-8585貝塚市役所健康福祉部健康推進課 貝塚市島中1丁目17番1号	〒597-8585貝塚市役所健康子ども部健康推進課 貝塚市島中1丁目17番1号	事後	
令和1年12月16日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 1母子保健法による低体重児の届出、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 2情報ネットワークシステムへの低体重児の届出、健康診査、妊娠届出データ提供 	母子保健法に基づく保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターが行う事業に関する事務	事前	
令和1年12月16日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(56の2の項)	番号法第19条第7号別表第2(69の2の項)	事前	
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの。
令和5年9月20日	I-5-① 部署	健康子ども部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	
令和5年9月20日	I-7 請求書	健康子ども部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明